

総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会（第18回） 議事録

1. 日 時：平成16年4月16日（金）10:00～12:00

2. 場 所：中央合同庁舎4号館 共用第2特別会議室

3. 出席者：

【委員】阿部博之会長、大山昌伸議員、薬師寺泰蔵議員、黒田玲子議員、
黒川清議員、相澤英孝委員、新井賢一委員、荒井寿光委員、稲蔭正彦委員、
江崎正啓委員、齊藤博委員、竹田稔委員、田中信義委員、中島淳委員、
原山優子委員、松重和美委員、廣瀬全孝委員

【招 聘 者】坪田秀治氏 日本商工会議所 理事・産業政策部長
上野保氏 全国商工会連合会（東京都瑞穂町商工会）東成エレクトロ
ロビーム株式会社代表取締役社長
澤井敬史氏 （社）日本経済団体連合会知的財産部会部会長代行
N T Tアドバンステクノロジー（株）理事・知的財産事業本部長

【文部科学省】田中敏研究環境・産業連携課長、伊藤学司研究環境・産業連携課技
術移転推進室長

【経済産業省】橋本正洋大学連携推進課長

【特 許 庁】嶋野邦彦技術調査課大学支援室長

○会長 本日は、前回に引き続きまして取組状況等について説明をいただきまして、その後、事務局から論点整理案の説明をさせていただいて、議論に入りたいと考えております。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○事務局 （資料の確認）

○会長 それでは、取組状況等について御説明をちょうだいしたいと思います。全体が関連いたしますので、すべての説明をいただいた後で質疑に入りたいと思います。それでは、前回に引き続きまして産業界の御意見をお伺いするという事で、本日は日本商工会議所の坪田様と、全国商工会連合会から上野様においでいただいております。それでは、最初に日本商工会議所の坪田様から御説明をいただきたいと思っております。

○日本商工会議所 （資料1に沿って説明）

○会長 ありがとうございます。生の声も含めて御紹介いただきまして、参考に

させていただきたいと思います。

それでは、引き続き上野様から御説明をちょうだいします。

○ 全国商工会連合会 （資料 2 に沿って説明）

○ 会長 それでは、各省の取組状況の説明の継続として、文部科学省と特許庁にお願いしたいと思います。

○ 文部科学省 （資料 3 に沿って説明）

○ 会長 それでは、次に特許庁からお願いします。

○ 特許庁 （資料 4 に沿って説明）

○ 阿部会長 それでは、原山専門委員からお願いします。

○ 委員 （資料 5 に沿って説明）

○ 会長 これから討論の時間に入らせていただきたいと思います。今までもいろいろ御討論をいただいておりますので、それらを事務局の方で整理いたしました。その説明をさせていただいた後で御討論の時間とさせていただきたいと思います。

○ 事務局 （資料 6 に沿って説明）

○ 会長 それでは、これから審議の時間に入らせていただきたいと思います。実は資料 6 のうち、I と II と III については既に前回御議論をいただきました。更に付け加えて御意見があればということで、まずこの 3 つを一括で御議論をいただきたいと思います。I は機関の一元管理の問題です。

II は、研究活動における他人の特許発明の使用に係る問題であります。

III は、研究マテリアルとデジタルコンテンツ等研究成果の帰属に係るところであります。

この 3 つにつきまして、更に御意見のある方がおられましたら御発言をいただきたいと思います。

○ 委員 「研究者の流動化への配慮について」との関係もあるのですが、新規性喪失の例外措置を見直していただいたらどうかということです。論文を発表して、そ

れを特許にしやすいするためにグレース・ピリオドを、今は日本は6か月ですが、アメリカは1年ということですし、発表する場所もアメリカの場合にはどこでもいいということになっています。日本もそういうことをしていただいたら論文と特許というのが両立しやすいのではないかと思います。

それから、12ページのソフトウェアの関係ですが、ソフトウェアについて国の資金によるソフトウェアの開発事業の知的財産を開発者に帰属できるようにしてほしいという意見もございますので、ソフトウェアの開発についても日本版バイ・ドール制度の適用を拡大するというのを検討していただいたらどうかと思います。

○会長 今の委員の御意見について、何かございますか。

○委員 新規性喪失の例外につきましては、御指摘の点がありますが、ヨーロッパでは新規性喪失の例外が厳しい状況でございます。その点も踏まえて検討していただきたいと思います。

○会長 全くおっしゃるとおりであります。

それでは、ほかの点、いかがでしょうか。

○委員 11ページの一番最後の行であります。これは、資料としての問題でございましょうが、正確に記した方がよろしいかと思ひまして申し上げます。

研究成果としての有体物（ソフトウェアや論文等の技術資料の著作物、成果として生じた試作品・試料・マテリアル等）とございますが、著作物は無体物そのものでございますので、ここの表記は直された方がよろしいかと思ひます。

○事務局 はい、訂正させていただきます。

○委員 マテリアルの中に論文等を入れるかどうかという問題は大問題ではないかと思ひます。従来議論していたのは、研究開発成果としての技術と、それに関わるソフトウェアというところまでです。論文について機関帰属ということは議論していなかった問題でありますので、今までの取り扱いと違うことを言うこととなりますので、慎重を要すると思ひます。

○会長 この点について、何か御意見はございますか。それでは、今の点を含めて事務局で少し検討してください。

○委員 5ページの「（論点2）：研究者の流動化への配慮について」のところ

ございます。発明者がそのときに所属していた機関に帰属させる等につきましては、これはそのとおりでいいと思います。しかし特許というのは出願後いろいろな形で成立まで手当が必要であり、また時間も大変かかります。そういったときに、研究者が流動化し他の機関に移動した場合、その特許権の取り扱いをどうするのかというのは、企業サイドから見たときに大きな問題です。特に共同出願等の場合は、非常に大きな問題になります。ですから、原則として帰属問題はここに記載されている通りでいいと思いますが、研究者の流動化に伴って後の取り扱いをどうするかという部分につきましても、大学間で場合によったら移転させる等のフレキシブルな運用が必要ではないかと思います。

○会長 ここはいろんな御意見のあったところですが、今の点について事務局では、整理する段階でどうでしたか。

○事務局 この整理は、あくまでも権利の帰属の観点だけの整理をしております。その後の移転の問題につきましては、当事者間の問題という考えでしたが、利用者側からの観点からという意味では少し検討の中に入れさせていただきたいと思います。

○会長 多分委員の御発言は、帰属に関してはこれでいいけれども、その後の取り扱いについて、何らかの記述をしておいた方がいいのではないかという御意見ですね。

○委員 さっき論文の話が出ていたんですが、論文を出すときにコピーライトを必ずトランスファーするという署名をさせられますね。結局出版社あるいは学会か何かに。それとそこに書いてある内容の知的財産の関係がどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

○委員 論文の著作権については、一般的には執筆者に帰属していると考えられます。執筆者に原始的に帰属しまして、理科系の場合には多くの場合に出版社等にトランスファーされますが、文科系はトランスファーしないのが通常でございます。ただし、特許は別です。

○委員 そこが聞きたかったんです。理科系は、有名な雑誌ではトランスファーしないと論文をパブリッシュしてくれないのです。著作権と特許権は別であるということですね。

○委員 本論からちょっとずれますが、理系の学会が今のような運用をなさっているということ事態、極めて不思議なんです。本当にコピーライトをそういう形で移してしまっているのかどうか、移さなければ発表しないというか、こういう慣行も少し見直されたらよろしいのではないかと思います。

○委員 すごく大きな問題です。論文が雑誌に通ってすごくうれしいのですが、その後でコピーライトトランスファーが自動的に来るんですね。そうしないと、いい雑誌に、インパクトファクターが高い雑誌に論文が掲載されないというのが理系の慣習ですが、それに対してそれはおかしいという意見が余り出てこないんですね。

○会長 出てきてはいませんが、それでいいかという、外国にみんな出してしまっているかという、そういう議論はあります。

○委員 デジタルコンテンツには書いてあるんですが、推進計画では同じコンテンツでもコンテンツビジネスの方もかなり重要で、大々的に取り入れられています。今後は日本の大学でもそういうコンテンツビジネスについての研究がどんどん盛んになるということになります。どちらかということこのストーリーは理系、技術系ということになっていますが、基本的考え方においてコンテンツビジネスも今後研究の対象になってきます。そうすると理系以外の方もそういうことにどんどん出ていきますし、大学全体のことだという意識を持っていただくためにも、冒頭の部分、またはどこかにそういうことも今後配慮したような書きぶりをお願いしたい。

○会長 それは、是非どこかで言及してください。この中の修正というよりは、むしろそういう考え方を附加しておくという御提案だと思います。

次に4番目の「IV. 知的財産を活用した産学官連携の強化」のところについて、御意見をいただければありがたいと思います。

○委員 「知的財産を活用した産学官連携の強化」の第1章のところに書いてある1つの説ですが、「研究者の発明の公知化を防止するという観点から」というのがございます。こういうふうに明言してしまうと、これが非常にいけないことだととらえるのではないかという危惧を少し持っております。

○会長 この四角の中は推進計画に書いてあることを書いたわけですね。ですから、推進計画のリバイズドバージョンを今度つくるわけですから、それは当然今までの推進計画の修文があつてしかるべきですが、この点はいかがですか。今の委員の御提案についてはいかがですか。

○経済産業省 大学に関する営業秘密の保持については、例の不正競争防止法が改正されまして、今年、ガイドラインをつくっておりますが、この文章は営業秘密の取り扱いにかかっておりまして、営業秘密であると大学が判断したものに限って公知化を防止するという事です。したがって、一般的な研究開発の公知化の防止について述べたものではありませんので、今度新しくつくるときは文章的にちゃんと注意をして書くべきだと思います。

○委員 今の点に関して、発明の公知化という表現自体を直して、営業秘密に関する議論であるならば、現行法の営業秘密に関する議論に平仄を合わせて、そこに限定されているということを確認しておいた方がいいと思います。

○委員 15ページになります。産学連携プロジェクトにおきまして、大学サイドの方も教職員だけではなくて大学院生、あるいは学生、そういった人たちも関連してくる場合が多い。その特許の秘密保持義務の遵守ということに絡むわけですが、大学院生、あるいは学生等は、例えばドクター論文やマスター論文など、資格を取るときにそういうものを公表しなければいけないわけですね。特に私ども企業側から見ますと、共同研究しているときに、その論文そのものがどういうふうに取り扱われていくのか大変心配です。

これは大学によって、公開の場でドクター論文の発表会等を行うところもありますし、そうではないところもあります。ですから公表日がいつかということと、論文の公表をどのように行うかということは是非明確にしないと、取り扱いが非常に複雑になってしまうと考えております。

○委員 大学の現場では、まさにその点が心配です。心配というよりも、いろんな先生方がその点を苦慮されているところです。

それで、これは30条の規定で、今、大学が対象となっているのですが、具体的に修論発表会やドクター論文会というのは、個々の場で行われますので、大学主催という形になっておりません。その辺りの運用を是非していただきたい。また、やはり一番最新のデータというのは修論発表会、学論の発表会に出てきます。そうしますと特許を先に申請しないといけないということで、これは大学の姿勢でしょうが、その1、2か月でやれるような体制をつくっていかないと、この問題は解決しないんじゃないかと思います。

幾ら大学の修論、学論等々が例外とは、恐らく国際的にも認められないと思います。

○会長 これは、私も以前から非常に気にしているところです。どこまで我々が細かいルールまでこの中に書くべきかどうかという問題もありますが、問題点だけはきちんと書いておいた方がいいと思います。

多分国がやることは余りなくて、もしやるとすればこういうことがある、例えばこういうやり方もあるという程度ではないかと。やはり各大学の問題ですが、全く何も言わないとてんでばらばらになるというおそれもあります。しかし問題点をきちんと書いておく必要はあるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 私ども企業側から見ますと、大学から出た特許権が、もし抵触関係になったときは、あらゆるところを突いて無効化するという努力を場合により行います。

ですから、大学で出された特許権が本当に有効性をずっと維持できるかどうかというのは、いろんな面から難しい部分があると思います。ですから、その部分についてきちっと明確にこの中のどこかに記載して検討しておかないと、大学の努力は無駄になってしまうと思っております。

○委員 今、その話をこの中に盛り込むか盛り込まないかという話ですが、1つは知的財産ポリシーとか産学連携ポリシーを大学につくるように今行ったわけです。

どの程度自分の自主性を持って、どこまでをカバーする範囲とするかという判断は、大学が自分ですべきだということにするべきだと思います。

自分でもって問題があった場合には、あくまでも自主性において大学の研究者がいかにもスムーズに研究成果を発表して、かつ知的財産の保護も両立させるということは、大学に問われている課題だと思います。

○会長 国立大学が法人化するはるか前からこの問題はあったわけですが。

○委員 一般的な話ですが、これはアメリカでもどんどん変わってきていて、アカデミックフリーダムに抵触するんじゃないかという指摘がかなり出てきています。特に学生にとっては自分の成果を発表できないとなると、自分のキャリアに対して非常にコンフリクトがあって、大学の中にオンブズマン制度とかチェアマンに相談して、どうしようかという話が今はどんどん出てくるぐらいです。サイエンスをどう進めるか、それから人材育成をどう進めるかということと、産学共同という話と、特にバイオ関係は非常にプロダクトが出るまで長い。むしろ大学がそんなロイヤリティーでもうけようなんて思うことがとんでもない話だという話になって、大学によってかなりポリシー違いますね。UCシステムは早くもライセンスフィーだけでどんどん収入を上げて、実際に開発するまでのインベストメントと、ネットワーク科学なども、そっちの方にはかなりお金もかかるから、自分のところの部分はかなり

小さくしておいてさっさとしないと、T L O ので幾らつくったって赤字になるに決まっているからという話にかなりなってきたいますね。

今、アカデミーフリーダムの場合は、論文や何か出すとき、アメリカの学会はコンフリクトがあるか全部ステートメント書かされますね。そういう話と、大学の特に学生の権利をどう守るかが結構問題になりつつあるので、ある程度視野に入れて考えておいた方がいいかなと思っています。

○会長 これは大学の教育、研究の根幹に関わる場所ですので、今のような御意見でこういう問題意識を書くということにさせていただいてはいかがでしょうか。

○委員 勿論、今の点につきましては、研究者のプライオリティーの確保も重要ですので、ワンサイドにお書きにならないで、ふわりとお書きになったらよろしいかと思えます。

この産学連携の窓口についてですが、諸大学がどういう研究をしているか、あるいは先ほど出ました人材にいても、どういう専門家が、弁理士がおられるか、窓口の前段階かもしれませんが、ワンストップショップと言いましょうか、1つの窓口にアクセスすれば大体全国の情報がわかるという仕掛けを、もし可能ならば人材も含めてお考えになる方がよろしいと思えます。

もう一点ですが、さまざまな新しい制度をつくっても、運用が硬直していると動かない。先ほど非常に興味のある御発言がございました。この資料2で、最近では大学教授ではなくて事務局の方が窓口になるともっと高額になると、ここはかなり重要だと思います。ルールを抽象的につくってしまっただけで、それに硬直的に対応するということがもう想像できるわけです。だから、制度づくりも重要ですが、その運用面、細々と配慮する方法、これはどう書いたらいいのかわかりませんが、お任せいたします。

○会長 おっしゃるとおりだと思います。

○委員 今の運用面に関して、先ほど商工会の方のお話もありましたように、どうしても大学からの情報が少ない、それから敷居が高いというところがあります。なかなか情報がうまく流れない、希望が吸収されないということで、私はいろんな大学等で知的財産の井戸端会議というのを提唱しております。かなり共感を得ており、井戸端会議は非常に情報量の多い会議で、うわさから政治の問題含めて、ラフな雰囲気でもマルチの情報交換ができるということで、大学の先生も需要がよくわかる。産業界からもいろんな意見が出る。しかもいろんな方が参加できるということで、システムづくりもいいのですが、やはり運用面が一番大事ということで、そのよう

なところを何か盛り込んでいただければと思います。

○会長 それでは、次に移らせていただきまして、5番目の「V. 大学等における知的財産権取得の円滑化」について、19ページからであります。御意見をちょうだいしたいと思います。併せて6番目の「VI. 知的財産専門人材の育成」、5番、6番を併せて御意見もいただきます。

○委員 専門人材に関して25ページの上のところその他で、一人で全部カバーするのは不可能と書いてあります。日本でもできるだけダブルメジャーといいますか、マルチメジャーといいますか、そのような人が増えるような仕組みを考えていった方がいいと思います。そのために、ジョイントディグリーが取りやすくなるどうか、こういういろんな機関の間で連携を深めていただくとか、単位の相互認証というか、日本の場合には学部とか専門分野ごとに分かれています。できるだけもう少しやっていただきたい。特にこういう知的財産の分野の場合にはいろいろな要素があった方がいいと思いますので、そのようなことが一点でございます。

もう一点は、人材がいろいろ論点にございますが、是非ポスドク1万人計画のあのような人材を知財の分野でも活用していただいたらどうかと思います。弁理士とか弁護士、あるいは特許庁の審査官、裁判所の調査官、技術の翻訳など、今は非常にいろいろな専門性が求められていますので、是非お願いしたいと思います。

○会長 2つご意見がありました。一つは人的連携の強化のところダブルメジャーのようなことを含めてもう少し強調した方がいいという御提案ですね。それから、もう一つは、ほかの会議でもいろいろ御指摘があった点ですが、日本の場合に、科学者というか科学技術の勉強してきた人は、研究者になることが最も大切であって、研究者以外のことに従事すると、落後者であるというような認識がすこし強過ぎるのではないかと。それに対して、これは欧米がみんなそうかどうかわかりませんが、科学、科学技術を勉強してきた人は、それを社会にどう役に立たせていくかという意識がより強いのではないかと。そうであるとすれば、ポスドクを経験して、知財関係の世界にどんどん入っていく方が出てきてもいいわけですが、これまで画一的な誘導をすればいいかどうかという問題もあって、難しいところですが、いかがでしょうか。勿論、うまくいけば大賛成ですが。

○委員 弁護士の大幅増員というのは出ていますが、一生懸命数を増やしてきているとは思いますが、どうしてここで弁理士の大幅増員というのが落ちているのか。弁理士試験は少しずつやさしくなっていますが、特にポスドクの人が試験に受かり、そういう資格を得られると、今度はそういう仕事に入りやすくなると思います。つ

まり今までは弁理士試験というのは、仕事をしている人が合格した人ですが、これからは仕事をするための試験にしていこうということで、現在改革中です。やはりこういうところに人数を増やすということを書いていただくことによって、人数を増やすための努力がしやすいということがありますので、よろしく願いいたします。

○会長 これは何か理由があったんですか。

○事務局 特にございませぬ。

○会長 わかりました。

○委員 さっきのダブルメジャーの話ですが、24ページのところに1つ書いてあります。その他の人材について、知財プラス何にするかということですが、必要だということとは言及してあると思います。

その次の知財専門職大学院についてですが、先ほど私が発表させていただきましたが、やはり常に特化された内容というものが確固たるものではないというのが現実だと思ひます。それによって、どういふ人材に対してこういう大学組織としてやる必要があるのかということをは明確にしない限りは、ありきでもって大学院をつくれればいふのではないと思ひます。

○会長 それでは、24、25ページを併せて少し文章を考へさせていただきますということですね。

○委員 確かに、委員がおっしゃったとおりで、試験を通ったといふのは単なる始まりなのです。医師の免許を取ったらみんな助けてくれるような妄想を持っている。それが、医者の場合だと1対1の最終的なジャッジメントをされるから大事になるんだけど、弁護士だって最初の資格であって、実務をやってみるとろくでもない人はたくさんいるわけですね。それがわからないようになっているんですね。だから、医者も弁理士も弁護士も単なる最初の入口で、本当にできるかどうかは全然別じゃないですか。医者だって、今、脳外科とか、心臓外科の話が大きい問題になっているけれど、弁護士の問題はなぜ問題にならないかといふと、他人にはわからないからです。そういうのは多くてもその人たちのバリューといふのはクライアントがどう、いづれ広い社会がどうバリューエーションするかといふ問題になってくるわけですね。今までやはりアメリカでは、人口の2対1なのに、弁理士も倍要るとか、弁護士もたくさん要るとか、医者もたくさん要るとか、プロフェッショナルがたく

さん要るとか、ベンチャーもたくさん要ると言っています。ではこれらの「プロ」は日本は10分の1と、どうしてそんなに少ないのか、では日本は残りの人どこにいるわけなのか。要するにみんなサラリーマンだというだけの話で、そこに問題があるわけです。

企業もたくさんMBAを送り込んだけれども、帰ってきてても特別扱いされなかった。それでは、あれは何のために行ったのですか。そういう肩書をつくったけれど、内容は今まで問われなかっただけの話で、弁護士も弁理士も医者も増やしたっていいけれども、それで何も食っていくわけではなくて、そういう意味でそれぞれのアビリティというのがあるって、だから研究者も同じですよ。ポスドクをやったから研究者としてすごいなんて思っていない人もいるけれど、ほかに全然就職できないから、しょうがないから大学にいるという人もたくさんいます。会社のアンケートで、ポスドクを会社で採りますかと聞いたら、今まで大体嫌だと言っていた。それがだんだん少しは減ってきてても、それでも8割は嫌だと言っています。それじゃしょうがないから大学にいて研究して、ひいひい言っている。ほかのことをしたいと言ったって、日本の社会では全然キャリアパスがないわけじゃないですか。そこに問題があるわけです。

○委員 新司法試験になりますと年間3,000人ということですから、もう少ししますと合格が目的というよりも、合格後どうするかということに変わってくるわけで、現に法科大学院が発足しまして、合格を考えて勉強している者も大勢います。

知的財産につきましても、非常に熱心に勉強しております。ただ、重要なのは、法科大学院の教育と司法試験との連携と言いましょうか。もう少し急務の話を上げますと、2年課程で入っている者はもうすぐ新司法試験を受ける形になります。そうしますと、ここで知的財産法を新司法試験の選択科目にするということは半年内ぐらいに決定しないと間に合わない。案づくりではなくて、もう実施の段階ではないかと思えます。

○会長 委員、今のようなことを推進計画の中で試験科目に入れていただきたい主張するというのは、時間的にどうなのですか。

○委員 今の点はできるだけ言った方がいいと思いますし、来年決めるように今の推進計画はなっているので、やはり実際にロースクールも始まって、そういう状況が実際に起きているから、早く決めるべきだというふうを書くのは必要だと思います。

○委員 今、大学の方でも知財本部等々非常に整備されてきているんですが、一番

問題なのはやはり財源の問題です。各大学で工面しているわけですが、今まで法人化前までは、大学の特許はある面では国が持っていたが、これからは全部各大学でやらないといけない。それでいて我々の大学もそうですが、非常に件数が増えております。人の話もあります。19ページの科研費に関して、今年度1,900億ぐらいまでいき、いろんな競争的資金が入っておりますが、今までのその中については特許とかそういう記述がほとんどないんです。この特許の観点については、この数年の話ですし、それから今年度は既に科研費とか交付申請書を書く段階になってきております。

したがって、こういうところで今まで特許という概念、ないしは費用という概念がなかったわけです。その全体的なところを一言言っていただだけで、随分大学の中での特許意識、財源、運用、そういったものが進みますので、是非いろんなところで御配慮をお願いできればと思います。

○会長 これには私は大賛成で、この間の知的財産戦略本部会合でも同じことを発言させていただいたんですが、各論を少しきちんと詰めなければならないところがありますので、これはどこでやっていただくのがいいのでしょうか。

○委員 是非ここでやっていただきたいと思います。

○会長 そうしましたら、事務局で何かたたき台みたいなものを少し検討してください。

○委員 それから、やはり今いろんな競争的資金も、日本国中が何となく産学連携と言っていますが、あんなものに特許を幾つやったかなんて、そんなことはNIHやNSFのグラント報告書には絶対書かせません。サイエンティフィックメリットで大学はやって。だから、その辺が何となくムードにうかれてしまって、何か銭ゲバ的になって、パテントも大変だから科研費から金を出せと、こういうのは実品がないなどは思っているんだけど、どうするかちょっと考えておくと。

向こうは日本が何しているというのは全部書いてあるわけです。そういうことを見ていると、日本が何をしているかというのはみんな知っていますから、その辺もよく考えて、大学の趣旨が違ふとかいろいろあるにしても、もうちょっと考えておいた方がいいとは思っています。

○会長 今のようなこともありますし、それから、今たたき台と言いましたのは、特許についてだけ考えても、研究が終わってから出すというケースが幾らでもあるわけですから、そうすると申請費の中に書いた特許費用は使えないで終わるという

こともありますので、やはりオーバーヘッドか何かになるだろうと思います。そういうことも踏まえて、具体的なことを考えないと、プリンシプルだけでは必ずしも進まないような気がします。

○委員 この全体が「大学の知的財産活性化のあり方に対する論点」ということで整理されているのはよろしいと思います。これに関してさらにどこかで御検討をお願いしたいことについて申し上げたいと思います。

私の質問は、こういうルールがガイドラインなのか強制なのかということです。全体のI、II、IIIに関して、例えば、12ページにも、研究資料の取り扱いでは、多くのトラブルが出ると考えられるため、ルールを決めようということです。それから12ページの1でも、ルールを明確にすべきではないかと書かれている。ルールについては、現在大分整理されてきましたが、これはガイドラインなのか強制なのか疑問があります。またこの委員会を通して、いろいろ可能なモデルやメニューを提示した場合に、各大学や研究機関はおのこの好むモデルを選択して、その自立性に任せるのか、それとも全国統一メニューみたいなものを強制的につくるのかで、随分雰囲気も変わってくると思います。これが質問です。

皆さんも言ったように、基本的には大学のオープンポリシーを維持するためにルールがあると思います。しかし今後の問題としては、紛争、もめ事が起こったときには、だれがどういうふうに解決するのか、どう扱うかという考え方も、検討する必要があるということです。

提示されたモデルに基づいていろいろ選択する場合に、インテレクチュアルプロパティーやマテリアルトランスファーに関するいろいろサインをしています。今はそれが強制力になって、バイオレーションを予防している、別の言い方ではチリングイフェクトですか、冷や水をかけることになっています。しかし実際にバイオレーションが起こったら、これはどういうふうに処理するのかという問題があると思います。

それから、大学の公的使命とのコンフリクト・オブ・インタレストがあって、ではバイオレーションがあったらどう処理するかと問題を、まだ検討する必要があると思います。

これまでは、学内問題は基本的に学内の自立的なルールに基く、調査委員会や審査委員会があって、どういう処分をすべきか、またはこれは処分に妥当しないのか判断してきました。しかし国外から訴えられる場合には、いきなり刑事事件としての訴訟が出てくることもあり、今まで我々の経験しない領域の問題が起るといったことが頻発しつつあると思うのです。

その例が、経済スパイ法であると思います。この事件については御承知のような状態にあります。もう一つのマテリアルトランスファーの問題は、一体どこで扱う

のか、これはアメリカで行われたからアメリカに任せればいいのか、日本はどうかということになります。こういう紛争が起こったときに、自立的な学内組織に任せるのも1つの考えです。

先ほどの知的財産に関しては、ある場合には民事訴訟になったり、刑事訴訟になったりする。いろんな状態がおこり、大学でも大変、どこがどう対処するか難しい状態が起こることが予想されます。それを一律に規定することはできないと思います。こういう問題に関しては、大学やベンチャーや企業はどういうふうに対処していくのか、このルールに関して整理をしていただきたいと考えております。

○会長 紛争についての御議論をいろいろいただかなければいけないんですが、そこまで来てないということだろうと思います。

○事務局 多分、課題の整理ぐらいまでしかできないと思うんですが、問題意識があるということで、時間をかけて検討させていただきたいと思っています。

それから、先ほどのガイドラインか強制かというのは、基本的にはガイドライン的な話で強制力を持たせるつもりは今のところ考えておりません。

○会長 紛争の問題は、非常に重い問題で、私も若干の大学の関係者に聞いてみたことがあるんですが、まだそこまで意識が来ていない。一般論としてはあるんですけども、いずれきちんとやらなければいけないので、この専門調査会でやらせていただくのが、私はよろしいかと思います。最近、いろいろ紛争出てきていますが、現場の立場からいかがですか。

○委員 まだ出てきてはいないのですが、ポリシーとかそういうものをつくるときに、これはどうするかというのは非常に大きな議論です。

実は我々のところはまだ逃げています、と言うのは、利益相反という概論は書けるのですが、具体例が非常に変化しておりますので、それをすべて網羅して、あらかじめこういう場合はこうということが書けません。それで、我々がやっているのは、こういった場合は第三者を含めた委員会をつくるというところまでです。言われるように、そういった事例が出たときどうするか、そのときに困るという現状が実際ありますので、どこかのところで1つの規範をつくっていただくのがいいのではないかと思います。

○日本経団連 今の議論は、企業からすると当然のことだだと思います。今回の大学の法人化というのは、大学は国の機関ではなくて一法人として動きなさいということです。法人で動く以上は自己責任でやります。そうするとそういう紛争が起こ

ったときにどういう風に対処していくかというのは、当然に自己完結で考えるべきですから、組織や人や費用など紛争対処のためのファンクションをどう持つかと、そして自立した形で自分で考えるというのが私は基本ではないかと思います。

それに絡んで、先ほど黒川議員の方からもありましたが、産学連携がいろいろ言われていますけれども、基本的にはアカデミックフリーダムのところを多分重要視していかないといけないのではないかと感じています。産学連携がうまく機能すれば、結果として多分良い特許につながるのでしょう。そのときに、組織運営で見てちょっと奇異に感じる点があります。多分大学が法人化されても、運営費交付金とかいろんな形で国から資金供給があるわけです。組織で活動する以上、いろんな費用の手当をするというふうを考えなければいけないときに、例えば職務発明の規定はあれでよいのかなと疑問を感じます。本来組織で資金を調達しそれをあらゆる活動に配分するのであれば、その資金を回すためにロイヤリティーが入ってくれば、まずその運用に当てる。その上で、ある種の余剰を発明者に対してどう配分するかというふうに考えるのが普通だと思います。しかし、大学の職務発明にかかわるお金の流れをみると、研究開発の資金は税金から廻ってくるのを期待し、ロイヤリティー収入などがあつたときにはその負担を軽くするように組織に優先的に還元すべきところを発明者への還元を厚くしているので、ある部分は発明者への配分が厚過ぎる印象があります。投資と回収のサイクルの確立という経営の視点で考えると、全体のポリシーがよく見えないことを、感じます。国の政策としてどうやっていくかということを考える必要もありませんが、大学法人が自立した組織であればそこら辺は経営の視点からよく考える必要があるという気がしています。

また人材育成は、いろんな形で専門家を育成するのは必要だと思います。特に企業の知財の場合は、研究開発側に対して、こうやった方がいいといったように、いろんな意味での提案をして、ソリューションを出していけるような人材を育成しなければいけません。知的財産専門職大学院などいろんな形態の人材育成方法になると思いますが、先ほどもお話にあったように、OJTなどで是非自ら課題を見つけて、それに対してソリューションを提供できるような人材をどう育成していったらいいかということ、いろんな形で考えていただければと思います。

○委員 確かに経産省の委員会でも話をしていますが、今、大学発ベンチャーが五百数十社出ているんだけど、非常に問題が多いんです。なぜかというと、パテントのああいう人は少しはあるんだけど、トランスファーした途端に今まで大学では企業からあるお金をもらっていたと、大学では受託研究とかいろんなやり方があるから、きちんとリーガルのフレームになっているんだけど、この大学発のスピノフになった途端に、会社というエンティティーができますね。そこと大学と先生との関係が、株主なのか役員なのかいろいろありますが、そうすると今ま

で企業としては資金を続けるから、また次の年のお金どうしましょうかといったときに、では適当に大学にこれだけ入れて、会社にこれだけ入れてというような話をすると、大学と企業の間でちゃんと契約しているのという話があるわけでしょう。

もう一つは、スピンオフしたにもかかわらず、大抵のところは大学でまたその研究を続けているわけです。企業の研究所はないから、だからそういうときに私たちは大学の人には知らないんだけど、一番やってほしいと思う一つは国税です。国税はお金を出した方の会社を調べてくる。何でこの大学に年間1億円行っているのかというとき、最初は大学が受けているからちゃんとリーガルなフレームになっているんだけど、次の年からベンチャーとどうしてこういうふうになったのかという話が行って、だまって突然会社のオフィスに来ます。それで一発やった途端にみんな冷えてしまうんじゃないかと思って、それがすごく大変かなというのが1つです。

2番目には、日本も先進国だから、外国からリーガルイシューで訴えられたときに大学はどうするのかというのを私は非常に心配しているんです。だから、その辺は今おっしゃったように、法人化したというのは独立しているエンティティーだから、それは大学が持っているのは結構ですが、大丈夫ですかね。

この2つを、今、私は非常に心配していて、540社も出ているけれども、そんなことをちゃんとやっているかなというのを極めて心配しています。

○委員 私は長年知財関係の裁判官をしておりました。今も弁護士をしていて、職務発明を始めとしていろいろな権利成立から行使にまで携わっています。ここでの議論をずっと聞いていて、今、大学が独立行政法人となって、特許権の主体となり、まず権利取得の過程を経て、権利行使にも及んでいくのを見ると、率直に言ってすごく危なっかしくて、これで本当にもつんだらうかというのが率直な感想です。

そのために、いろいろ行政官庁も努力していますし、ガイドラインをつくったりして、できるだけしっかりしたものにしていこうという努力がなされているのは、十分評価します。しかし、それをどれだけやりましたが、各大学、何十、何百という独立行政法人ができて、それぞれにやっていきますと、権利が成立した後も権利行使を受ける立場から言えば、一番最初に発明者がだれかの問題、すなわち特許法35条の問題から、特許性を攻撃される素材がたくさん出てくるような特許が生まれてきやすい。その上、産学連携の共同出願関係の問題も起きてくる状況になって、まずそこをどうやってしっかりしたい権利にするかということをやっているといけな。その先の権利行使の問題も、いずれはそこまで見通さなければならぬんですけれども、そこまで行く前にもう少し土台づくりをしっかりと、いろんな点からのサポートをもっと強力に考えていかないと、本当に大学の特許は危なっかしいものになるんじゃないかと思えます。

それに職務発明の関係でいろいろ経験しますと、先ほど御発言がありましたように、はたして独立行政法人の経営上の利益を考えてつくっているのかと感じます。これは研究者を厚く保護しなければならないということはあると思いますが、普通の企業の補償規定では、発明者が3分の1、その所属する部門に3分の1、それから大学に3分の1という、そういう発想が出てくることはありません。多分これによって生ずる利益は、すべて大学における研究者の学問の需要を確保しながら、ある程度潤沢な研究資金を得るという方向でやっていきたいと思います、それも一つの方向だと思います。それで、果たして経営上の利益を考えるというのは理念が矛盾してしまって、どちらにどう重きを置いて考えているのかという疑問も出てくると思います。

だから、その辺のところは、試行錯誤もあるでしょうから、初めからそんなにうまく行くとも思いませんが、こういう点が問題だということのサポートを、いろんな指導の面からでも、ガイドラインの面からでも、もっともっと強力にしていかなければならないのではないかと、いつもこの議論で痛切に感じております。

○文部科学省 いろいろな専門家の方々御心配いただいているのは大変ありがたいかと思っています。大学が自分で考えるという力をどうやって付けていくのかということで、我々は今、一生懸命やっているんです。確かに危なっかしいし、このままやっているとどうなるかわからないから、規範を示すとか、こっちに行ったらこうだよとか、言いたいことは山々あると思うし、我々自身も言いたいことはあります。しかし、それを言うてしまうとせつかく大学で考えようとしてきた環境、これから大学が自立しようとする環境、これが何でもなくなってしまう。したがって、国がやる立場というのは当然あって、何もやらなくていいとは申し上げませんけれども、こうやったらいいよとか、こうやったらこんな危ない谷がこっちにあるよということは、我々としては言うべきではないと思います。こう考えるに当たっては、こんな情報を参考にしなさい、こんな情報があるよと、そういう大学の主体的な意思、これをきちんと発揮できるような環境を整備していきたいというのが基本なんじゃないかと思っております。

○委員 今おっしゃっていることは非常によくわかるし、そうでなかったらばいつまで経っても一人立ちできないと思うんです。ただ、大学がそれぞれ自分の資金でやるのでなくて、産学連携で入る資金もあれば、国民の税金からの膨大な研究資金が国から払われる。それなのに、危なっかしい特許ができたり、うまく機能しないのを、一人立ちしなさい、そうでなければ将来やっていけないでしょうということだけ言っているわけにはいかないのではないかと。その点の危惧がどうしてもあって、

もう少しそこは何かうまい方法がないかということをやはりみんなで考えていくべきと思っております。

○委員 日本の国内の場合はまだいいんです。何となく仲がいいところがあるからいいんだけど、例えば最近のはストックオプションの税制の問題です。過去1年はそのときの年収として課税するとされていたんだけど、突然今度は過去3年までさかのぼり始めたでしょう。もう極めてアービトラリーです。だから、こんな法制度の国ではとてもやれないと思います。

○会長 時間がまいりましたので、この辺で打ち切らせていただきますけれども、今、竹田専門委員から御指摘があったことの記事をどこかで加えておく方がいい気もしますので、少し考えてみたいと思います。

活発な御意見をいただきまして、今回のまとめでどこまで入るかわかりませんが、できるだけ積極的に入れていきたいと思います。そういう御意見を踏まえて事務局で最終まとめに向けた準備をさせていただきます。

最後に本調査会の名簿を資料7として公開いたします。また、前回議事録、資料8であります。これは既に御承認をいただいておりますけれども、特に改めての修正の必要がなければ、本日の会議資料と含めて議事録を公開したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○会長 それでは、そうさせていただきます。

今後の予定について、事務局から説明をいたします。

○事務局 次回は、今日いただいた御意見を基に、とりまとめ案を出させていただきます。課題の提示に終わるものも幾つかあるかと思いますが、御理解をいただきたいと思います。

次回は、5月12日、15時～17時までと予定しております。別途御案内はさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、とりまとめ案に際しまして御意見等をいただければと思いますので、また追って御連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、長時間にわたってどうもありがとうございました。また、プレゼンテーションいただいた方にも厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。